(諮問第102号)

クラウドファンディングに関する文書の全部非公開決定に係る審査請求に対す る個人情報の保護及び情報公開審査会の答申

1 審査会の結論

クラウドファンディングに関する文書について、不存在又は特定できないことを 理由として非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求及び審査の経緯

- (1)本件審査請求人(以下「請求人」という。)は、令和2年9月11日、渋谷区情報公開条例(以下「条例」という。)5条に基づき、条例の実施機関である渋谷区長(以下条例の実施機関である場合は「実施機関」と、それ以外の場合は「区長」という。)に対し、以下の文書の公開請求を行った。
 - ① 令和2年度クラウドファンディングに関する一切の記録
 - ② 上記のうち、区と発注事業、工事、補助金など金銭的関与がある法人の一覧(クラウドファンディング寄付額10万円以上、対象事業年度:平成30年度~令和2年度、契約金額10万円以上)
 - ③ 上記法人との契約書類、起案書
- (2) 実施機関は、令和2年9月25日付けで上記公開請求のうち、①の請求について以下のとおり文書を特定したうえで、一部公開の決定を行い、同日付けで請求人に通知した。
 - ア クラウドファンディングを活用した地域経済活性化等に関する連携協定 について
 - イ クラウドファンディングを活用した地域経済活性化等に関する連携協定 ページの作成について(依頼)
 - ウ 「YOU MAKE SHIBUYA クラウドファンディング」実行委員会について(参加決裁)
 - エ 第一回「YOU MAKE SHIBUYA クラウドファンディング」実行委員会資料

- オ 8月1日号区ニュース記事校正 (YOU MAKE SHIBUYA クラウドファンディング) について
- カ YOU MAKE SHIBUYA クラウドファンディングの実施について(各私立保育 園向けお知らせ)
- キ YOU MAKE SHIBUYA クラウドファンディング実行委員会補助事業について ク 9月15日号区ニュース記事校正 (YOU MAKE SHIBUYA クラウドファンディ ング達成) について
- コ YOU MAKE SHIBUYA クラウドファンディング実行委員会補助金について このうち、コの文書の団体の印影については、偽造等のおそれがあり、公開 することにより当該団体の権利利益を侵害するおそれがあるため(条例 6 条 3 号ア該当)との理由により、非公開とした。

また、上記公開請求のうち、②については、実施機関によって作成又は取得していないため不存在であり、③については、②の文書が不存在であることから、区と発注事業、工事、補助金など金銭的関与がある法人が不明であり、公文書の特定ができないため、令和2年9月25日付けで全部非公開の決定を行い、同日付で請求人に通知した。

(3)請求人は、令和2年9月30日、公開請求を行った文書のうち全部非公開処分となった「区と発注事業、工事、補助金など金銭的関与がある法人の一覧」及び「当該法人との契約書類、起案書」について、当該文書は「開示する」との変更決定を求めて区長に審査請求を行った。

請求人は、令和2年9月28日時点で、渋谷駅前ハチ公口の大型掲示板に、 YOU MAKE SHIBUYAクラウドファンディング(以下「本件クラウドファンディング」という。)に参加した法人の社名が掲示されていたこと、 令和2年9月11日の渋谷区議会本会議において、区長が本件クラウドファンディングにより得た金額の合計額と法人数を答弁したことから、請求人が公開 請求を行った時点で渋谷区は本件クラウドファンディングに参加した法人の 名称を把握していたはずであり、②の文書は存在したはずであると主張している。 (4) 令和2年11月6日付けで、実施機関が弁明書を提出した。

弁明書において、実施機関は、渋谷駅前の渋谷区民憲章ボードに本件クラウドファンディングに参加した法人の名称を掲出したのは、一般社団法人渋谷未来デザイン(以下「FDS」という。)であり、区としてはこれらの名称を把握していなかったこと、9月11日時点では、区は本件クラウドファンディングの支援額と、法人個人の内訳しか把握しておらず、②の請求に係る文書を取得又は管理していなかったと主張している。

- (5) 令和2年12月14日付けで、区長から条例に基づく諮問を受けた。(諮問 第102号)
- (6) 令和3年5月11日、請求人から意見陳述を希望しない旨の連絡があった。
- (7) 令和3年6月28日、実施機関からの意見聴取が実施された。
- (8) 令和3年7月26日以降、審査会において本諮問案件について審査が行われた。

3 審査会の判断

請求人は、上記公開請求のうちの②の請求に係る文書が公開請求時点で存在していたはずであり、不存在を理由とする不開示決定は違法であり、そうである以上③の請求に係る文書も特定可能であったはずであると主張するので、この点について判断する。

本件クラウドファンディングは、YOU MAKE SHIBUYAクラウドファンディング実行委員会(以下「実行委員会」という。)が主催し、実行委員会には、渋谷区のほか、商店会連合会、観光協会、FDSが入っており、FDSが事務局として実務を執り行っていた。渋谷区とFDSとの間で包括的な情報共有に関するルールは存在せず、FDSが一般社団法人として提供できる情報か否かを判断している。実施機関の説明によれば、FDSは事務局として、本件クラウドファンディングにより集まった支援金の管理を行っており、本件クラウドファンディングに支援した法人や個人のリストもFDSが事務局として管理していたため、当該リストが実行委員会で共有されることはなかった。この理由は、実行委員会の主たる関

心事が支援金額にあり、クラウドファンディングの参加者には一般個人も含まれるため個人情報に当たることから、実行委員会で積極的に共有することはしなかったとのことである。請求人の指摘する、渋谷駅前ハチ公広場に渋谷区民憲章ボードを設置し、本件クラウドファンディングに参加した法人の名称及び個人名を掲出したのも事務局であるFDSである。またこのとき掲示された法人の名称及び個人名からは、公表を希望しない法人の名称及び個人名は除かれていた。

以上の実施機関の説明は、個人情報が含まれる本件クラウドファンディングの支援者の情報を取り扱う者の範囲を限定し、事務局であるFDSのみがこれを一貫して管理していたというもので、不自然な点は認められない。

請求人は、令和2年9月11日の渋谷区議会本会議において、区長が本件クラウドファンディングにより得た金額の合計額と法人数を答弁したことを指摘している。実施機関の説明によれば、あらかじめ、本件クラウドファンディングにより集まった金額の合計と法人と個人の内訳について質問が行われることを把握していたので、FDSに出向中の職員に電話をし、口頭で聞き取りを行った情報を答弁の案文に記載した。取り急ぎ答弁の準備をする必要があったため、文書やメール等での照会ではなく、電話で直接聞き取りをすることにし、その際のメモ等は組織的に共用しておらず、残っていないとのことである。

この点、本件のような数字を含む情報のやり取りは、通常、文書やメールをもって行われるのではないかとの疑問も生ずるところではあるが、議会における答弁準備のために、限られた時間のなかで、人的つながりのある職員に簡易な方法で最小限の情報を聞き取ったとする実施機関の説明は、不自然であるとまではいえない。

なお、本件決定後の令和2年10月9日、実施機関は、FDSより、②の請求に係る内容を含む文書を取得し、請求人に情報提供しているところ、本件公開請求から当該情報提供までの間、②の請求に係る情報を実施機関が秘匿しておくべき理由も特に見当たらない。

その他、公開請求時点で②の請求に係る文書が存在していたことを伺わせる事情 もないため、②の請求に対する不存在を理由とする非公開決定は妥当である。

また、②の請求に係る文書が存在しない以上、②の請求に係る法人の特定ができ

ないことから、当該法人との契約書等を内容とする③の請求に係る文書を特定する ことは不可能であり、これを理由とする③の請求に対する非公開決定も妥当である とするほかない。

令和3年9月13日

渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会

石 川 健 治(会長)

府 川 繭 子

藤ヶ崎 隆 久

松 居 智 子

松 村 雅 生